

平成 3 0 年 度

市 民 環 境 部
定 期 監 査 報 告 書

笛 吹 市 監 査 委 員

1 監査の対象

市民環境部に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

2 監査基準日・監査の範囲

平成30年8月31日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

市民環境部	市民活動支援課	平成30年10月9日	午前9時から
〃	戸籍住民課	平成30年10月9日	午前10時30分から
〃	国民健康保険課	平成30年10月9日	午前11時から
〃	環境推進課	平成30年10月9日	午後1時15分から

4 監査の方法

監査の対象となった一般会計・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計の下記項目について、市民環境部から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

1 「平成29年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」

2 「職員の事務分掌表」

3 「主要事務事業の概要」

4-① 「懸案事項及び業務に関する問題点」

4-② 「指定事項調書」

【市民活動支援課】

【戸籍住民課】

【国民健康保険課】

【環境推進課】

なし

5 「公有財産購入に関する調書」

6 「負担金補助及び交付金支出（予定）状況調書」

7 「委託調書」

8 「工事台帳」

9 「歳入状況調書」

10 「歳出状況調書」

11 「滞納状況調書」

13 「賃貸借に関する調書」

14 「指定管理施設に係る修繕費の状況調書」

16 「郵便切手、はがき、収入印紙受払状況」

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手続は適切か。

6 監査の結果

(1) 予算・財務に関する事務

平成30年8月31日現在における市民環境部から提出された一般会計・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果、関係諸帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。郵便切手については、国民健康保険課、戸籍住民課において所有しているが、保管枚数と受払簿に相違なく、適正に管理されていた。現金出納については、戸籍住民課において関係諸帳簿と照合し適正に行われていることを確認した。

(2) 事務・事業の執行状況

市民環境部に係る主な事務事業の執行については、良好であると認められる。なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

7 指摘・要望事項

市民活動支援課 戸籍住民課 国民健康保険課 環境推進課	事務 事業	特になし
--------------------------------------	----------	------

8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について

平成29年度定期監査において、指摘された事項については、以下のとおりその対応措置が示された。

【環境推進課】

《指摘要望事項①》

甲府リサイクルプラザの運営について、甲府市と慎重に協議検討を進めていただきたい。

《対応措置の内容》

甲府市リサイクルプラザは、環境総合教育施設として平成9年度から甲府市及び笛吹市(旧石和町)で共同運営されてきました。

平成28年度末をもって、甲府市環境センター焼却工場が閉鎖されたため、温水プール等の熱源を都市ガスに切り替える工事を実施しました。

また、平成29年4月からは、甲府市民と同条件で利用できる範囲が旧石和町から笛吹市全体に拡大され、利用者数に応じた運営費を負担することとなっています。

平成 29 年度負担金として 13,886,960 円支出しています。

内訳：運営費負担金 8,236,400 円、熱源改修工事費負担金 5,650,560 円

境川に甲府・峡東クリーンセンターが完成し運用されている状況の中、今後も、利用者数に応じた負担金を支払い、共同運営をしていく必要の有無を検討する必要があり、また、脱退した場合、利用者である笛吹市民の利用料金が 2 倍となるため、その対応策についても検討する必要があると思われます。

今後の対応としては、平成 31 年度予算編成前までに方向付けをする必要があるため、早急に懸案協議事項として、必要な資料等を早急に準備し、懸案協議にはかり、市としての方針を決めていく予定です。

平成 30 年度指定管理者監査において指摘された事項については、以下のとおりその対応措置が示された。

【市民活動支援課】

■みさかふれあい交流センター（みさかの湯）

■一宮健康増進施設（ももの里温泉）

《指摘要望事項①》

ここ数年の集客減少に伴い収益が減少しており、昨年度は収益が赤字となっている。これまで集客増加の努力は行っているとは思いますが、収益が黒字に転じるよう、市担当課と指定管理者が共に協力して、更なる P R 活動の展開等、創意工夫のある運営改善を図ること。

《対応措置の内容》

□新たな利用促進、誘客のための P R 活動（これまではゆず湯・バラ湯の開催など）

「ポイント」 サービスイベントの連発と新規伝達ツールの活用！！

1. 記念日設定とサービス展開…入場ポイントサービス 2 倍、食堂での割引サービス

(1) ふろの日 ・毎月 26 日開催 ※10 月 26 日より開始。

(2) 笛吹市の日 ・10 月 12 日 笛吹市誕生日

(3) 富士山の日 ・2 月 23 日

2. 食堂ハッピータイムサービス

10 月 1 日より、毎日、食堂のアイドルタイム(午後 2 時～午後 5 時)をハッピータイムとし、生ビール及びおつまみの割引を実施。

3. 女子会サービス

10 月 1 日より女性グループの女子会に食堂で美容ドリンクをサービス。

4. お茶メーカーとのコラボ

温泉に付きもののお茶メーカー(伊藤園)と組んで、お茶講座の開催。

参加者には温泉ご招待。※時期は 11 月中旬を予定。

5. 市民感謝デーの開催

(1) 期日：10 月 2 日(火)

(2) 特典：市民の皆様を温泉に無料ご招待。

・100 円カレー(みさかの湯先着 100 名様、ももの里温泉先着 50 名様に午前 11 時から限定販売)

・ビネガードリンク無料サービス

- ・午前 11 時から午後 7 時リラクゼーション割引サービス
*20 分コース 1,000 円(通常 1,850 円)
*40 分コース 2,000 円(通常 3,090 円)

6. 「ラーほー」の販売開始

笛吹市のソウルフード「ラーほー」みさかの湯食堂に新登場

(1) 期日：10 月 2 日(火)

(2) 料金：800 円予定

7. 「ももの里温泉」延長営業の実施

(1) 対象施設：ももの里温泉

(2) 期日：8 月 1 日～8 月 31 日

(3) 営業時間：午前 10 時から午後 10 時(夜 1 時間延長)

(4) 実施結果：期間中 実績⇒559 名増加(1 日平均 21 名増加)

8. SNS の活用

(1) ツイッター、ラインを上記イベント等の情報伝達ツールとしてリアルタイムに活用を図るもの。

(2) アカウント等は既に取り得し、タブレットも入手し、9 月中旬頃から準備を整え活用開始する。

《指摘要望事項②》

施設運営上で緊急性のある修繕に関して、市が負担すべき費用を指定管理者も承知の上で、指定管理者が負担している旨の報告がありましたが、基本的には協定書の内容を遵守した事業執行を行うこと。

施設の性格上、施設利用者(来場者)への迷惑を最小限度に抑えるために、修繕に関しては緊急対応を要する場合があります。日頃から市担当課と指定管理者の間で情報を共有しながら、予算の確保や速やかな事業執行を行うよう心掛けて下さい。

《対応措置の内容》

施設の運営上、必要性のある修繕に関して、協定書の内容を遵守した事業執行に努めます。

みさかの湯は開設から 18 年、ももの里温泉は 20 年を経過しており、施設そのもの、また温浴機械設備など経年劣化により故障が頻繁に起こり、その対応に苦慮している現状です。

施設運営の性格上、故障・修繕による利用者への影響を最小限度に抑えるため、定期点検などを通じ、必要な修繕は、良好な施設運営が維持できるよう、緊急かつ安全性に重視しながら、指定管理者と情報共有・連携し、適切な予算の確保・活用に努めるよう心掛けます。

9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項(指定事項調書)については、本年度はなかった。